

大阪大学 F3D 実装協働研究所の利用ならびに利用料金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は大阪大学 F3D 実装協働研究所（以下「協働研究所」という。）の利用ならびに利用料金に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協働研究所は、本学の複数部局と多面的な産学協働活動を推進しようとする外部の企業等（以下「外部機関」という。）とともに本学における研究成果の産業界への活用促進、研究の高度化及び高度人材育成の充実に資することを目的に、協働研究所が設置供用する装置及び実験室等（以下、「装置群等」という。）を本学及び外部機関の研究者に対して利用機会を提供する。

2 別表の装置群等については、適宜変更する場合がある。

(利用日)

第3条 装置群等の利用日は次の各号に定める以外の日とする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 大阪大学が定める夏季一斉休業（8月）
- ④ 12月28日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、協働研究所長が特に必要と認めた場合は、臨時に利用、または利用を中止させることができる。

(利用時間)

第4条 装置群等の利用時間は、午前9時00分から午後5時00分とする。

2 前項の規定にかかわらず、協働研究所長が特に必要と認めた場合は、その時間を延長、または短縮することができる。

(利用者の資格)

第5条 本規程が規定する利用資格者は、協働研究所長が認めた者とする。

(利用の申請)

第6条 装置群等を利用しようとする者は、所定の申請書を協働研究所長に提出し、その許可を得なければならない。

2 協働研究所長は、前項により利用を許可した者に対して、申請書を受理してから30日以内にその旨を通知するものとする。

3 協働研究所長は、第1項の許可に際し必要と認める場合は、当該利用について必要な条件を付すものとする。

4 第1項における許可を得られなかった者は、その異議を申し立てることはできない。また、許可を得られなかったことによる不利益に対して、協働研究所はその責を負わない。

5 第1項の許可を得た者は、装置群等のそれぞれの利用に関する責任者（以下「利用責任者」という。）となる。

6 利用責任者は、利用の許可を得た後において、利用責任者、施設の利用にかかる関係者（以下「共同利用者」という。）、利用日時等の申請の内容に変更が生じた場合は、協働研究所に速やかに変更の旨を申し出て、その許可を得なければならない。

7 協働研究所長は、装置群予約状況、装置群不具合、装置群メンテナンス、その他予期せぬ事態が発生した等の事由で装置群等の利用が困難な場合、利用日時を変更・取消することができる。利用日時変更・取消については、可能な範囲で利用責任者の意向に沿う調整を行うこととする。

(アカウント登録)

第7条 利用責任者は装置群等の利用に際して、協働研究所が利用する大学連携研究設備ネットワークに必要な事項を記入し、アカウント登録を行わなければならない。

(利用の形態)

第8条 装置群等の利用の形態として、次の各号を定める。

- ① 初回利用 初回装置使用時、協働研究所員が講習を行う場合
- ② 自主利用 利用責任者または共同利用者自らが分析・測定を行う場合（ただし、自主利用は、協働研究所員より安全衛生の指導、施設の使用方法の説明を受けた後、協働研究所員が認めた者のみ使用することができる。）
- ③ 依頼利用 協働研究所員に依頼して分析・測定を行う場合

(利用責任者の責務)

第9条 利用責任者は装置群等の利用に関し、次の各号に定める事項を遵守し、適正に利用しなければならない。

- ① 放射性物質の分析は行わない。
- ② 人体に有害、もしくは施設を汚染するような危険物質は持ち込まないこと。
- ③ 利用を許可された装置群等及び施設に関して安全衛生法を遵守して利用すること。
- ④ 利用を許可された装置群等、施設及び備品等の保全に努めること。
- ⑤ 利用を許可された目的以外に使用しないこと。
- ⑥ 利用を許可された装置群等を使用する際、協働研究所の装置利用記録簿に記録を行うこと。
- ⑦ 利用を許可された装置群等及び備品等を他の者に一部または全部転貸しないこと。
- ⑧ 利用を許可された装置群等及び備品等に特に手を加えて原状を変更しないこと。ただし、協働研究所長が許可した場合を除く。
- ⑨ 利用を許可された装置群等及び備品等に故障あるいは異常が見られた場合は、直ちに使用を停止し、その内容を記録、速やかに協働研究所員に報告すること。
- ⑩ 単日の利用人数を5人までとする。
- ⑪ 単一装置を一日以上連続利用する場合、3営業日前までに協働研究所に相談すること。
- ⑫ 利用を許可された装置群等の利用予約は3営業日前までにメールにて協働研究所に連絡すること。
- ⑬ 協働研究所からの実績調査等があった場合には、速やかに協力すること。
- ⑭ その他、協働研究所長が定めた事項。

2 前項については、第6条1項で提出する申請書に記載された装置群等、共同利用者にも適用する。

(利用の許可の取り消し等)

第10条 協働研究所長は、次の各号に該当する場合、装置群等の利用許可を取り消し、または利用を中止させることができる。

- ① 利用責任者が、この規程に違反、または違反する恐れがあると協働研究所長が認めた場合。
- ② 利用責任者が、所定の申請書に虚偽の記載をした場合。
- ③ 協働研究所において、管理上の事由が生じた場合。

(損害賠償)

第11条 利用責任者または共同利用者がその責に帰すべき事由により装置群等及び備品等を滅失、破損または汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第12条 利用責任者または共同利用者が利用を許可された装置群等及び備品等の使用を終えたとき（第10条の規定により利用許可の取り消し、または利用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。ただし、協働研究所長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 利用責任者が原状回復の義務を履行しない場合は、協働研究所長は利用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合、利用責任者は協働研究所長に異議を申し立てることはできない。

(安全衛生管理)

第13条 利用責任者および共同利用者は、協働研究所における安全衛生管理について、関係する法令及び本学の諸規程（協働研究所利用方法も含む。以下「法令等」という。）を遵守するとともに、法令等に基づき協働研究所長が行う指示に従わなければならない。

- 2 利用責任者及び共同利用者は、騒音、振動、水質汚濁及び悪臭等の環境問題が発生しないよう、予防措置を講ずるものとし、問題が発生した場合は利用責任者の責任において速やかに解決のための措置を講じなければならない。
- 3 前項の問題が解決されない場合は、本規程第10条に基づき、協働研究所長は装置群等の利用許可を取り消し、または利用を中止させることができる。
- 4 利用責任者は、協働研究所の運営に影響を及ぼすものと協働研究所長が判断する重大な事故等が発生した場合に、協働研究所長が関係機関にその旨を報告することに同意するものとする。なお、利用責任者および共同利用者は、協働研究所長が作成する報告書に協力しなければならない。
- 5 利用責任者及び共同利用者は協働研究所の装置群等を利用するにあたり、本条に定める内容を遵守する旨を協働研究所の所定の誓約書にて提出しなければならない。ただし、協働研究所の施設内に立ち入らない者からの提出を要しない。

(不正行為の防止)

- 第14条 利用責任者及び共同利用者は、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 前項の「不正行為」の定義は「大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程」における定義に準ずる。
 - 3 利用責任者及び共同利用者は、第1項に定める内容を遵守する旨を協働研究所の所定の誓約書にて提出しなければならない。

(利用料金)

- 第15条 利用責任者及び共同利用者の所属する利用機関（以下「利用機関」という。）の経理責任者は、利用責任者及び共同利用者の装置群等及び施設等利用に要する費用（以下「利用料金」という。）を納入するものとし、その金額は別表に定める額とする。
- 2 利用料金は、別表（F3D実装協働研究所装置利用料金基本表）を各年度の4月、7月、10月、1月の初日から3か月後の末日までを単位とする四半期ごとに分割集計し請求を行う。
 - 3 利用料金の請求は、大阪大学産業科学研究所から利用機関の経理責任者に請求書の送付をもって行う。
 - 4 装置群利用1時間未満及び装置群利用1時間を超える場合の1時間未満の端数については、それぞれ1時間の装置利用として利用料金を算出するものとする。
 - 5 初回または事前講習1時間未満及び初回または事前講習1時間を超える場合の1時間未満の端数については、それぞれ1時間の初回または事前講習として利用料金を算出するものとする。
 - 6 装置群は自主利用1時間の利用料金が4,000円未満のものをA群、4,000円以上のものをB群と定める。ただし、別表（F3D実装協働研究所装置利用料金基本表）に規定するI-102実装プロセス室13、I-206信頼性評価室9～13の装置は大型かつ長時間の運転を必要とするためB群とする。
 - 7 A群、B群のそれぞれ年間利用料金の上限はA群：2,000,000円、B群：4,000,000円とする。また、A群B群の年間利用料金の合計は4,000,000円を上限とする。ただし、依頼利用のみの場合は上限を設けない。
 - 8 年間一括制で装置群利用を行う場合は、A群：2,000,000円、B群：4,000,000円、A及びB群：4,000,000円とし、利用開始月（原則4月）に大阪大学産業科学研究所から利用機関の経理責任者に請求書の送付をもって行う。
なお、特別な事情がある場合に限っては、半年間一括制の装置群利用を認め、その場合は、A群：1,000,000円、B群：2,000,000円とし、利用開始月（原則4月又は10月）に大阪大学産業科学研究所から利用機関の経理責任者に請求書の送付をもって行う。
 - 9 大学・公的研究機関の装置群利用は、別表（F3D実装協働研究所装置利用料金基本表）の2/3に減じて10円単位で四捨五入した利用料金を請求する。
 - 10 大学・公的研究機関のA群、B群のそれぞれ年間利用料金の上限はA群：1,330,000円、B群：2,660,000円とする。またA群B群の年間利用料金の合計は2,660,000円を上限とする。ただし、依頼利用のみの場合は上限を設けない。
 - 11 大学・公的研究機関が年間一括制で装置群利用を行う場合は、A群：1,330,000円、B群：2,660,000円、A及びB群：2,660,000円とし、利用開始月（原則4月）に大阪大学産業科学研究所から大学・公的研究機関の経理責任者に請求書の送付をもって行う。

なお、特別な事情がある場合に限っては、大学・公的研究機関の半年間一括制の装置群利用を認め、その場合は、A群 660,000 円、B群 1,330,000 円とし、利用開始月（原則 4 月又は 10 月）に大阪大学産業科学研究所から利用機関の経理責任者に請求書の送付をもって行う。

12 第 1 項ならびに第 7 項から第 11 項に定める利用料金の請求額は、請求単位で算出した利用料金の合計額に消費税（10%）を加えて得た額とする。

13 利用料金については、改定を行う場合がある。

（消耗品等）

第 16 条 装置群等で使用する消耗品及び材料等は原則として、利用責任者が準備し、負担するものとする。

2 協働研究所が所有する消耗品及び材料等を使用した場合は、その実費を負担するものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 21 日に施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 9 月 17 日に施行し、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

この改正は、令和 3 年 11 月 18 日に施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

この改正は、令和 4 年 12 月 22 日に施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

F3D 実装協働研究所装置利用料金基本表

※利用装置に○をつけてください。価格はすべて税別です。

① I-102 実装プロセス室				民間企業等 (円)			
装置 No	群	装置名	メーカー	初回 (講習料込)	自主	依頼	単位
I-102-1	A	スイッチパルスレーザー加工装置 LVE G1010 532	Spectronix Corporation	10,000	2,000	10,000	時間
I-102-2	A	マルチロボステーション MRS850H	奥原電気	9,000	2,000	9,000	時間
I-102-3	A	ゴールドボールボンダ 4524D	Kulicke & Soffa Industries	8,000	3,000	8,000	時間
I-102-5	A	光学顕微鏡 DM2700 M	Leica	5,000	500	5,000	時間
I-102-6	A	光学顕微鏡 Z16 APO	Leica	5,000	500	5,000	時間
I-102-8	A	卓上型太線ウェッジボンダ HB30	TPT	9,000	2,000	9,000	時間
I-102-10	A	ホットプレート NINOS ND-1A	ASONE	5,000	500	5,000	時間
I-102-11	A	プリンカップ試験機	自作	5,000	2,000	5,000	時間
I-102-12	B	ギ酸リフロー炉 RSS-450-210-FA	UNITEMP	8,000	16,000 /4時間	8,000	時間
I-102-13	B	モールド機 YPS 2060M	TOWA	-	-	100,000 /8時間	時間
I-102-14	B	超音波ダイボンダ TMEIC TMBBM-103	東芝三菱電機産業 システム	35,000	25,000	35,000	時間

② I-105 試料加工室				民間企業等 (円)			
装置 No	群	装置名	メーカー	初回 (講習料込)	自主	依頼	単位
I-105-1	A	超深度カラー 3D 形状測定顕微鏡 VK-9500, 9510	KEYENCE	10,000	3,000	10,000	時間
I-105-2	A	デジタルマイクロスコープ VHX-600	KEYENCE	5,000	500	5,000	時間
I-105-3	A	イオンミリング IM4000	日立ハイテック	*1 2,000	2,000	*1 2,000	時間
I-105-4	B	万能ボンダテスター ESR-4000	Nordson DAGE	12,000	5,000	12,000	時間
I-105-5	A	精密切断 FINE CUT HS-45A-S	平和テクニカ	5,000	1,000	5,000	時間
I-105-6	A	研磨機 Metserv3000, EcoMet250	BUEHLER	5,000	1,000	5,000	時間
I-105-7	A	自動研磨機 IS-POLISHER ISPP-1000	池上精機	5,500	1,500	5,500	時間

I-105-8	A	低速切断機 ISOMET 1000	BUEHLER	4,500	1,000	4,500	時間
I-105-9	A	ドラフト内ホットプレス H400-05K	アイリス	5,000	1,500	5,000	時間

③ I-201 非破壊・成膜室							
装置 No	群	装置名	メーカー	民間企業等 (円)			
				初回 (講習料込)	自主	依頼	単位
I-201-1	B	X線 μ -CT測定装置 XVA-160N/2.8M	ユニハイトシステム	20,000	12,000	20,000	時間
I-201-2	B	ロードロック式室付スパッタ装置 QAM-4C-SL	ULVAC 九州	35,000	25,000	35,000	時間
I-201-3	B	スパッタ装置 E-200S	キヤノンアネルバ エンジニアリング	35,000	25,000	35,000	時間
I-201-4	A	湾曲イメージングプレート X線回析装置 RINT-RAPID II	リガク	15,000	3,000	15,000	時間
I-201-5	B	超音波映像装置 FineSAT FS300 II	日立パワー ソリューションズ	25,000	10,000	25,000	時間
I-201-6	B	カーブトレーサー CS-3200	岩崎通信機	15,000	8,000	15,000	時間
I-201-7	A	分光干渉レザ変位計・ 高精度形状測定システム SI-F01, KS-1100	KEYENCE	10,000	3,000	10,000	時間

④ I-202 力学・熱・物性評価室							
装置 No	群	装置名	メーカー	民間企業等 (円)			
				初回 (講習料込)	自主	依頼	単位
I-202-1	A	卓上型精密万能試験機 AGS X/10kN	島津製作所	5,000	1,000	5,000	時間
I-202-4	B	Microforce Testing System Tytron™ 250	MTS	10,000	5,000	10,000	時間
I-202-5	A	低抵抗率計 MCP T610	三菱化学	5,000	1,500	5,000	時間
I-202-6	A	卓上型キセノンフラッシュアナライザー LFA447	NETZSCH	5,000	3,000	5,000	時間
I-202-7	A	3点曲げ試験機 MMT-100NB-10H	島津製作所	5,000	1,000	5,000	時間
I-202-8	A	フィルム引張試験機 SM-500N-168	島津製作所	5,000	1,000	5,000	時間
I-202-9	A	差動型示差熱天秤 TG-DTA 2000 SE	NETZSCH	8,000	3,000	8,000	時間
I-202-10	A	示差走査熱量計 DSC204H	NETZSCH	8,000	3,000	8,000	時間
I-202-11	A	熱機械分析装置 TMA-60	島津製作所	8,000	3,000	8,000	時間
I-202-13	B	熱抵抗測定装置 WG2	ヤマト科学	15,000	8,000	15,000	時間

I-202-14	B	クリーブ試験機 3連	米倉製作所	10,000	5,000	10,000	時間
I-202-15	A	あわとり鍊太郎 ARV-310	シンキー	5,000	1,500	5,000	時間
I-202-16	A	高速冷却遠心分離機 H-201F	コクサン	5,000	1,500	5,000	時間

⑤ I-206 信頼性評価室							
装置 No	群	装置名	メーカー	民間企業等 (円)			
				初回 (講習料込)	自主	依頼	単位
I-206-3	A	小型高温チャンバー ST-110	ESPEC	*2 10,000	300	300	時間
I-206-4	A	小型高温チャンバー STH-120	ESPEC	*2 10,000	300	300	時間
I-206-5	A	小型環境試験機 SH-241, SH-242	ESPEC	*2 10,000	500	500	時間
I-206-7	A	電気マッフル炉 KM-100	ADVANTEC	*2 10,000	350	350	時間
I-206-9	B	小型冷熱衝撃装置 TSE 11A	ESPEC	*2 30,000	10,000	10,000	日
I-206-10	B	小型冷熱衝撃装置 TSE 12A	ESPEC	*2 30,000	10,000	10,000	日
I-206-11	B	高度加速寿命試験装置 HAST CHAMBER EHS-211M	ESPEC	*2 60,000	10,000	10,000	日
I-206-12	B	IGBT, MOSFET, パワー半導体用 試験装置 PST-24040A-60A	ESPEC	*2 60,000	15,000	15,000	日
I-206-13	B	負荷装置 TA2000-1	タマオーム	70,000	50,000	70,000	日
I-206-14	B	過渡熱測定システム T3ster	Mentor Graphics Japan Co., Ltd.	20,000	6,000	20,000	時間

⑥ S-113 電子顕微鏡室							
装置 No	群	装置名	メーカー	民間企業等 (円)			
				初回 (講習料込)	自主	依頼	単位
S-113-1	B	FE-SEM SU8020	日立ハイテク	20,000	12,000	20,000	時間

*1 別途、サンプル前処理代金(¥3,500/時間)を頂戴します。

*2 I-206-3~12 の装置につきまして依頼での利用の場合は、毎回最初の1時間もしくは1日は初回料金となります。

大阪大学 F3D 実装協働研究所
令和五年度装置利用申請書（一般利用）

令和 年 月 日

大阪大学 F3D 実装協働研究所所長 殿

装置利用申請者

所 属：(下記の記入例を参考に、所属は正確に記入してください)

職 名：

氏 名：
ふりがな

㊦

所在地：〒 —

(所在地は正確に記入してください)

TEL：() —

FAX：() —

E-mail：(メールアドレスは正確に記入してください)

装置利用申請者は「大阪大学 F3D 実装協働研究所の利用ならびに利用料金に関する規程」を理解し、同意しました。下記のとおり、大阪大学 F3D 実装協働研究所内装置を利用したいので申請します。

記

1. 目的

2. 利用の期間（年度内）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 利用料金の希望支払形態（※価格はすべて**税別**です。）

①～③のいずれかを決定してください（いずれかに○印）。

- ① 年間一括制 （利用開始月（原則4月）に利用料を請求します。A群：年額2,000,000円、B群：年額4,000,000円、A,B合わせての上限は年額4,000,000円とします。）
- ② 従量制 （四半期ごとに利用料を請求します。ただし、年間利用料金の上限は、A群：年額2,000,000円、B群：年額4,000,000円、A,B合わせての上限は年額4,000,000円とします。）
- ③ 半年間一括制 （利用開始月（原則4月、10月）に利用料を請求します。A群：1,000,000円、B群：2,000,000円、A,B合わせての上限は半年間2,000,000円とします。）

※ただし、依頼利用に関しては、従量制のみで上限を設けておりません。

※大学・公的研究機関は別途お問い合わせください。

4. 経理担当者

（すべての項目を正確に記入してください。）

所属名：

職名：

氏名：
かり がな

所在地：〒 —

TEL：() —

E-mail：

5. 共同利用者リスト

フリガナ 氏名	メールアドレス (携帯メール不可)	所属	職名 (学生の場合 は学年)	保険 加入 (下記注 釈あり)	研究不正防止確認	
					日付	印
利用責任者					20	
					/	
					20	
					/	
					20	
					/	
					20	
					/	
					20	
					/	
					20	
					/	
					20	
					/	
					20	
					/	
記入例			研究員	済	2020 4/ 1	印

- 行が不足する場合は追加してください。複数ページに亘っても構いません。
- 保険加入欄について：加入済みの方は「済」と記入してください（労災保険もしくは学生総合保険等が該当します）。
- メールアドレスは装置のメンテナンスのお知らせ等に使用します（装置の利用のない方は登録不要です）。
- 研究不正防止確認欄は研究不正を行わない旨の確認です。共同利用者の自筆署名または印鑑が必要です（日付も記入）。年度内に共同利用者を追加する場合は、追加したい利用者を含めた全員の名簿を再提出してください（本ページのみでの再提出で結構です。確認欄については追加する利用者分のみで可）。

「不正行為」とは「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づいて「大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程」に定めた特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、及びそれ以外の不正行為（不適切なオーサiership、二重投稿等）を指します。

協働研究所装置利用料金支払い計画書【大阪大学の経費で支払いの利用者】

各部局の経理担当と相談の上、下記の例に従って利用料金の支払い計画を提出してください。ここに書かれている財源のいかんにかかわらず、利用明細発行時に改めて支払い財源を照会します(変更可能)。希望する財源が支援利用負担金の支払いに充当可能かどうかの判断は利用者自身で行ってください。

【利用申請者の氏名_____】

所属 部局名	研究 代表者名	期間	支払財源	所管名 プロジェクト名	所管コード プロジェクトコード	備考
(記入例) 工学研究科	**助教	H31/4月～ H32/3月 (通年)	科研費若手A (補助金)		A12345678	
(記入例) 産業科学研究所	**教授	H31/4月～ H31/6月 (3ヵ月) H31/7月～ H32/3月 (9ヵ月)	運営費交付金 受託研究費(JST)		1234567890 J123456789	い 希望 期 間 で 分 け て 別 財 源 で 支 払

記入例

大阪大学 F3D 実装協働研究所
令和四年度装置利用申請書（一般利用）

令和 4 年 11 月 22 日

大阪大学 F3D 実装協働研究所所長 殿

装置利用申請者

所 属： 大阪大学 産業科学研究所 フレキシブル 3D 実装協働研究所

職 名： 研究員

氏 名： ○○ ○○

㊟

所在地：〒 567 - 0047

大阪府茨木市美穂ヶ丘 8-1 大阪大学吹田キャンパス 産業科学研究所

TEL : (06) 6879 - 4295

FAX : (06) 6879 - 8488

E-mail : f3d@sanken.osaka-u.ac.jp

※申請は原則 300 人以下の組織単位で行ってください。部署や研究チームでの申請も可能です。

装置利用申請者は「大阪大学 F3D 実装協働研究所の利用ならびに利用料金に関する規程」を理解し、同意しました。下記のとおり、大阪大学 F3D 実装協働研究所内装置を利用したいので申請します。

記

1. 目的

サンプルの試作および物性評価のため

2. 利用の期間（年度内）

令和 5 年 1 月 4 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日